

議案第97号

三田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年11月27日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

三田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成9年三田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（駐車施設の規模）</p> <p>第7条 第3条第1項、第2項、第4条及び第5条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第4条及び第5条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ<u>3メートル</u>以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。</p>	<p>（駐車施設の規模）</p> <p>第7条 第3条第1項、第2項、第4条及び第5条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第4条及び第5条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ<u>3.2メートル</u>以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。</p>

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手したものについては、この条例による改正後の三田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。